

## 東久留米市公共物管理条例 第9条の規定による減免措置の基準

改正

平成24年4月1日

平成29年4月1日

平成31年4月1日

令和4年4月1日

東久留米市公共物管理条例第9条の規定による減免の措置等は、次の基準によるものとする。

なお、条例第2条第2号による公共物の減免は「東久留米市道路占用料等徴収条例第3条の規定による減免措置の基準」を準用する。

第1条 条例第9条第1項に関する措置のうち、全額免除するもの

- (1) 国が行う事業
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67条）第1条の3に規定する地方公共団体その他公共団体の行う事業（当該事業に係る施設の運営が営利を目的とし、又は利益をあげるものでない時に限る。）
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の認可を受けた土地区画整理事業のためにする場合
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項に規定する兼用工作物について、当該条例第15条の規定による協議により管理の方法を定めた場合
- (5) 市民のためによる自治活動、防災・防犯、交通安全、危険防止を目的とする場合
- (6) 市民の利用に供するための広場、運動場等の施設の占用（自ら占用者が管理し、営利を目的としないものに限る）を目的とする場合
- (7) テレビジョン放送の受信障害を解消するための専用施設で非営利的なもの
- (8) 各戸引き込みのために、上水道管、公共下水道管、ガス管等を埋設し、又は他の占用物件に添架して占用するとき、及び電線、電話線、その他の線類を架空線として占用するとき
- (9) 不特定多数の者が利用する橋及び通路を占用する場合
- (10) 個人の住居のために、幅員が6メートル以下の橋を占用する場合
- (11) 個人の住居のために、水路等を現状のまま幅員2メートル以下の通路として占用する場合。
- (12) 学術文化及び社会福祉の向上を目的とする非営利的なもの

第2条 条例第9条第1項に関する措置のうち、1/2を減額できるもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校における教育の用に供される施設の占用を目的とする場合
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の規定による労働者の健康の保持促進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずることを目的とする施設を占用する場合
- (3) 個人の住居のために、幅員が6メートルを超える橋を占用する際に、6メートルを超える部分
- (4) 個人の住居のために、水路等を現状のまま幅員2メートルを超える通路として占用する際に、2メートルを超える部分

第3条 前2条に定めるもののほか、市長が相当の理由があると認める場合

- (1) 市長が相当と認める額

付 則

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。